

令和8年度 総合けんしん

町では、各種がん検診やわかば健診、町国民健康保険に加入している人の特定健診などが、一度に受診できる集団けんしんを保健センターにて右記の日程で実施しています。来所・電話・予約用二次元コードからご予約ください。

また、指定医療機関で受けられる個別けんしんも実施しています。実施期間内に受診をしてください。

詳しくは、個別で送付している「総合けんしんのお知らせ」や町のホームページをご覧ください。

日 程		予約締切日
8月	28日(金)	8月5日(水)
10月	4日(日)★	9月11日(金)
	5日(月)	
11月	8日(日)	10月19日(月)
	9日(月)	
	26日(木)★	11月4日(水)
	27日(金)	

※無印は午前からの実施、★の日は午前・午後の実施



▲予約はこちら



▲町ホームページはこちら

▶申し込み先
保健センター
☎54-7744

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当(児扶)の現況届・特別児童扶養手当(特児)の所得状況届は、引き続き手当を受けられるか審査するためのものです。手当を受給している人は、届け出をしないと支給が停止されます。忘れずに提出してください。

▼提出期間

児扶：8月3日(月)～25日(水)

特児：8月12日(水)～25日(水)

※受け付けは開庁時間に限りです。

※窓口での混雑を避けるため、なるべく駒寄地区の人は偶数日、明治地区の人は奇数日にお越しください。

▼提出するもの

①児扶受給者：現況届

特児受給者：所得状況届

②手当証書(児扶受給者のみ)

③その他必要に応じた書類

児童扶養手当とは

母子・父子家庭や父母のいない

児童などの生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

子どもが2人目以降の加算額(1人あたり)	子どもが1人の場合
全部支給 11,350円	全部支給 48,050円
一部支給 11,340円～5,680円	一部支給 48,040円～11,340円

※所得超過などにより児童扶養手当が全額支給停止になっている人も現況届の提出が必要です。

※現況届を期限の後に提出された場合は、現況届の結果を適用する翌年1月期の定期支給が遅れることがありますので、注意してください。



▲詳しくは町ホームページ「児童扶養手当」をご覧ください。

特別児童扶養手当とは

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

▼支給額(月額)

1級：58,450円

2級：38,930円

【注意】支給されないケース

●児童が児童福祉施設などに入所している(児扶・特児)

●異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある(児扶)

●児童が障害を事由とする公的年金の対象者である(特児)

※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。その他にも支給されない場合があります。

※いずれの手当も、受給するためには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼提出・申請・問い合わせ先

健康福祉課子育て支援室

☎26・2248(直通)

保育所・認定こども園（保育利用の2号・3号） 継続申込・保育の認定区分変更についてのお知らせ



保育所や認定こども園などを利用するためには、町へ申請を行い、認定を受けていただく必要があります。保育所および認定こども園などに入所中で、令和9年度以降も引き続き保育を希望する場合は、継続申込書と保育の必要性確認書類（就労証明書など）を在園している保育所・認定こども園に提出してください。
※継続申込書は8月ごろに各保育所・認定こども園を通じて配布する予定です。

また、現在受けている認定内容に変更が生じた場合は、認定区分変更申請書の提出が必要となります。変更は申請によるもので、自動では切り替わりません。

保育の認定区分

- ①保育短時間認定（1日最大8時間）
- ②保育標準時間認定（1日最大11時間）

●申請期限

認定区分変更申請書の提出締切日は、変更する月の前月25日（25日が土・日・祝の場合は前開庁日）までです。
※月単位での認定のため、申請の翌月1日以降の変更となります。

●主な変更の事由

- ・就労時間の変化のため（就労証明書添付）
- ・現在の認定区分では就労時間をカバーできないため（就労時間は短時間であるが、通勤に相当な時間を要するなど）
- ・育児休業を取得するため
- ・育児休業から復職するため
- ・仕事を退職し、求職活動をするため
- ・その他保育事由の変更のため

●注意事項

- ・認定区分変更申請書の提出は、変更の事由の発生のたびに必要です。
- ・各認定区分の利用時間を超えて利用する場合には延長料金が発生します。
- ※吉岡町第二保育園、吉岡町第五保育園は延長保育事業を実施していません。

申請・問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248（直通）

吉岡町人権擁護委員による 人権集会

6月18日に駒寄小学校で、6月26日に明治小学校で人権集会が開催されました。

委員は、「ぼくのきもち きみのきもち」の紙芝居を登場人物に合わせた役作りをして読み聞かせを行い、全教室にオンラインで配信しました。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談や人権の考えを広めたりする活動を積極的に行っています。



「ハーフバースデー」を開催します！

生後半年のお誕生日をみんなで楽しくお祝いしましょう！

ベビーダンスで親と子のスキンシップをとりながら、離乳食や育児の悩みなど同月齢のみんなで共有しませんか？

- 日 時 9月17日☎ 9:30～11:30
- 場 所 保健センター
- 内 容 ベビーダンス、座談会、記念写真が撮れるフォトコーナー
- 対象者 令和8年2月～3月生まれの子とその保護者
- 定 員 親子10組（定員になり次第終了となります。）
- 申込期間 8月18日☎～9月1日☎
- 申し込み方法
二次元コードからお申し込みください。

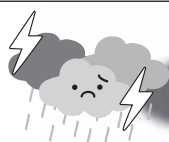


❀ 問い合わせ先 ❀

健康福祉課 健康づくり室
☎54-7744（直通）



▲申し込みはこちらから



雷雨・台風の時期です！
情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL 登録は二次元コードから、または

t-yoshioka@sg-p.jpへ空メールを
送信してください。

登録はこちら



友だち追加はこちら



ほっとメールの
配信内容を町公式
LINEでもご覧いた
だけます。

テレビリモコン

「d」ボタン



テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、気象・防災情報以外にも、町からの暮らしの情報なども随時掲載しています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

9月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。
あわせてご覧ください。なお、8月の予定は広報7月号11ページをご覧ください。

内 容	日 時	対 象 者	摘 要
すくすく相談	1日☎ 10:00～12:00 15日☎ 10:00～12:00 ※11:30までに受け付けし てください。	妊婦、乳幼児と親または 家族	●母子健康手帳 相談員：助産師・栄養士・保健師 相談内容：妊娠中の体調や過ごし方、沐浴の方法、母 乳やミルクのこと、乳房トラブル、離乳食のことなど ●健康づくり室に電話で予約をしてください。 (当日でもお気軽にお問い合わせください。)
2歳児歯科健診	2日☎受付12:50～	令和6年7月10日～ 8月12日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
3歳児健診	4日☎受付12:50～	令和5年6月1日～ 6月28日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
土日開 催 健康相談 母子健康手帳交付	5日⓪、13日⓪ 10:00～11:30、 13:00～15:00 ※午前は事業の都合上遊 びに利用できません。	健康相談のある人	相談内容：子育て・健康管理・その他健康に関する こと 相談員：保健師
		妊婦	●妊娠届出書
子育て相談会	11日☎ 10:00～12:00 18日☎ 14:00～16:00	子育てに関して相談のあ る人	相談内容：子どもの発達や子育てに関すること 相談員：心理士（または保健師） ●健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
パパ・ママ Class	13日⓪ 13:00～16:00	出産予定日が令和8年 11月～令和9年1月	●先着12組 ●電子申請で8月28日☎ までに事前予約をしてく ださい。 
ことばの相談	15日☎ 14:00～16:00	子どものことばの面で アドバイスがほしい人	相談内容：子どものことばに関すること (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員：言語聴覚士 ●健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
ハーフバースデー	17日⓪ 9:30～11:30	令和8年2月～3月生まれ	内容：ベビーダンス・座談会 ●電子申請で8月18日☎～ 9月1日☎に事前予約をして ください。 
10～11カ月児健診	25日☎受付13:00～	令和7年10月1日～ 10月31日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
3～4カ月児健診	29日☎受付13:00～	令和8年5月1日～ 5月31日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
運動発達の相談 (作業療法士)	30日☎ 13:30～16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスがほしい人	相談内容：子どもの運動発達に関すること (ハイ ハイしない・お座りができないなど) 相談員：作業療法士 ●健康づくり室に電話で事前予約をしてください。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイアル 24」☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)

▶問い合わせ先 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)

持=持ち物 定=定員 申=申し込み